

東京藝術大学長 殿

入学料免除・徴収猶予 仮申請書

私は、令和5年度の入学料免除・徴収猶予の申請を行う為、入学手続時に必要とされる入学料の支払い猶予をお願いします。なお、入学料免除・徴収猶予の申請期間内に正式な申請手続を行わなかった場合には、入学許可が取り消されても、一切不服を申し立てません。

<申請事由および申請種別>（該当欄にチェックしてください。当てはまらない場合、申請できません。）

(1) 申請事由

- 入学前1年以内に、申請者の主たる家計支持者が死亡した
- 入学前1年以内に、申請者本人若しくは申請者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受けた
- 経済的理由（日本学生支援機構給付奨学金に申し込む者以外は、経済的理由では免除申請はできません。徴収猶予のみ申請可能です。）

(2) 申請種別

- 1. 高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金の「採用候補者」となっている
- 2. 大学入学後に日本学生支援機構給付奨学金に申し込む予定である
- 3. 高校の卒業年度等が理由で（高校を卒業後、本学に入学するまでの期間が2年を経過した者。いわゆる3浪以上）、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない
- 4. 高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金が「不採用」となった
- 5. 日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）
- 6. 外国人留学生

仮学籍番号 _____

学 部 科 専 攻

氏 名 _____

入学料免除または入学料徴収猶予を希望する方は、この書類を入学手続時に「入学料等振込金受付証明書提出用紙」に添付して提出してください。その後、次頁のとおり正式な申請を行ってください。

入学料を支払わず、正式な申請も行わない場合、入学許可を取り消すことがあります。

裏面に続く

入学手続用（学部）

1. 高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金の「採用候補者」となっている方

(1) 令和5年3月22日（水）までに（当日必着）、日本学生支援機構が発行した「採用候補者決定通知」を下記の住所まで書留速達で郵送してください。

送付先：〒110-8714 台東区上野公園12-8 東京藝術大学学生課奨学係 宛

(2) 「採用候補者決定通知」が届きましたら、お送りいただいた封筒に記載の住所に、進学届手続き関係書類と併せて、「入学料免除・徴収猶予申請書」の様式をお送りします。

(3) 書類に記載された期限までに、「入学料免除・徴収猶予申請書」を郵送で提出してください。（期限厳守）

2. 大学入学後に日本学生支援機構給付奨学金に申し込む予定の方

(1) 令和5年3月22日（水）までに、【[本学公式 Web サイト](#) > [学生生活](#) > [奨学金制度](#) > [日本学生支援機構奨学金制度](#)】のページの申請フォームから、給付奨学金の資料請求をしてください。

(2) フォームに入力いただいた住所に、給付奨学金の申請書類と併せて、「入学料免除・徴収猶予申請書」の様式をお送りします。

(3) 4月中旬の給付奨学金申込時に、「入学料免除・徴収猶予申請書」を併せて提出してください。

3. 日本学生支援機構給付奨学金の対象外となる方

- ・高校の卒業年度等が理由で（高校を卒業後、本学に入学するまでの期間が2年を経過した者。いわゆる3浪以上）、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない方
- ・高等学校等での申請により日本学生支援機構給付奨学金が「不採用」となった方
- ・日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）方
- ・外国人留学生

(1) 【[本学公式 Web サイト](#) > [学生生活](#) > [入学料・授業料](#) > [入学料の免除・徴収猶予](#)】のページから、「入学料免除・徴収猶予申請書」の様式をダウンロードしてください。

(2) 申請書に記載された期限までに、「入学料免除・徴収猶予申請書」を郵送で提出してください。

<入学料免除に関する問合せ先>

美術学部 教務係 : bijutsu.kyomu@ml.geidai.ac.jp

音楽学部 学生募集係 : music.admissions@ml.geidai.ac.jp

学生課 奨学係 : syogaku@ml.geidai.ac.jp

<入学料の納付に関する問合せ先>

戦略企画課 経理係 : kaikei-keiri@ml.geidai.ac.jp